

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 A・B・C区間の区間割りは別図のとおり。 開発により道路扱いしない部分を一部範囲変更。		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	A・B区間の区間割りは別図のとおり。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ※道路判定R2-077号にて判定範囲変更		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	(1) A区間において、通り抜けができるように協定を締結すること。(2) 確認を受にたるまでに、当該敷地の全面部分を道路状に拡幅整備すること。(3) 敷地地面積は500㎡未満であること。(4) 建築物は専用住宅等(詳しくは指導担当まで)とし、階数は2以下とすること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	建築基準法第42条第2項道路については、道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 幅員が4m以上の部分は42-1-3扱いとする		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・敷地面積は500㎡未満であること。・建築物の用途は専用住宅、床面積100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。・建築物の階数は2以下であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H10.3.11協定済、H12.5.2協定追加、H17.12.28協定追加		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ・協定(H18-311)が結ばれた際に幅員が4m未満の部分があるため、判定訂正		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H30-224号にて判定範囲変更		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・敷地面積は500㎡未満であること。・建築物の用途は専用住宅、床面積の合計が100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。・建築物の階数は2以下であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.5.10協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路の反対側道路境界線から一方後退(4m)とする。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 平成12年5月18日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路幅員4m未満の箇所については、後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 幅員4mを超える部分については、法42条第1項第3号とする		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・敷地面積は500㎡未満であること。・建築物の用途は専用住宅、床面積100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。・建築物の階数は2以下であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12. 5. 19協定済、H27. 4. 3再協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	なお、当該通路において4m未満の箇所については法42条2項道路とし、一方後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 北側終端部の範囲が不明瞭であった為、道路判定H30-201号にて範囲を判断した。(H30-201号判定資料の実測図に範囲を記載)		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H16-341号一部再判定		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・敷地面積は500㎡未満であること。・建築物の用途は専用住宅、床面積の合計が100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。・建築物の階数は2以下であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.6.19協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579 		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	下記の全ての条件に該当する場合は、法43条の許可において包括同意とすることが出来る。しかし、該当しない場合は、個別審査となる。 <input type="checkbox"/> 敷地面積は500㎡未満であり、建築物の階数は2以下であること。 <input type="checkbox"/> 建築物の用途は専用住宅、床面積100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.6.28判定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	下記の全ての条件に該当する場合は、法43条の許可において包括同意とすることが出来る。しかし、該当しない場合は、個別審査となる。□敷地面積は500㎡未満であり、建築物の階数は2以下であること。□建築物の用途は専用住宅、床面積100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考 H12.6.13協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路中心後退を要する。(側溝を含む。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路幅員には水路の床版部も含め、その中心後退とする。	
上記のとおり判定する。 平成12年7月7日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・別図の範囲において、道路幅員が4m未満の箇所は中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第42条第2項道路部分については、中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中心後退を要する。(A区間)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中心後退を要する。(B区間)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	下記の全ての条件に該当する場合は、法43条の許可において包括同意とすることが出来る。しかし、該当しない場合は、個別審査となる。 <input type="checkbox"/> 敷地面積は500㎡未満であり、建築物の階数は2以下であること。 <input type="checkbox"/> 建築物の用途は専用住宅、床面積100㎡未満の自家用倉庫若しくは自動車車庫又は戸数4以下の共同住宅若しくは長屋住宅であること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.7. ? 協定済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・当該通路を接道条件にする場合は、権利者間において協定を要する。ただし、里道部分は除く。 ・当該通路に接する敷地において建築行為がなされる場合は、現状通路の中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 R2.06.24一部確約済		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・当該通路が、空地として確保される協定の締結。・法第43条第1項ただし書の許可申請。(ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地		都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579
備 考	H20-7号再判定の一部 24. 4. 5協定済 H20. 5. 12協定済、H	
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・当該通路が、空地として確保される協定の締結。・法第43条第1項ただし書の許可申請。(ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。)(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(5)を参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H17-30号再判定の一部		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・当該通路が、空地として確保されるための協定の締結。・法第43条第1項ただし書の許可申請。※ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(5)を参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H17-30号再判定の一部		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。※ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(5)を参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.9.26協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。※ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(5)を参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.10.2協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。※ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(4)を参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.7.25協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H14-188号再判定、H14-265号再判定		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(包括同意基準、3-(5)を参照のこと。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.10.15協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。(ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。)(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(4)を参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H3-4号判定、H21-100号再判定		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書による許可申請が必要である。ただし、敷地並びに建築物について条件あり。(許可基準3-(4)を参照のこと。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
H12.10.23協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	(A区間)・道路中心後退を要する。(B区間)・当該通路が、空地として確保されるための協定の締結。・法第43条第1項ただし書の許可申請。※ただし、空地、建築物並びに敷地について条件あり。※建築基準法第43条1項ただし書の許可基準、3-(5)を参照のこと。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・一方後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中じ後遅を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法43条第1項ただし書の許可申請。※ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(建築基準法第43条第1項ただし書の許可基準、3-(4)参照のこと)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.11.30協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・中心後退若しくは一方後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(包括同意基準3-(5)を参照のこと。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12.12.24協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・法第43条第1項ただし書の許可申請。ただし、建築物、建築物の敷地及び空地について条件あり。(包括同意基準3-(4)を参照のこと。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H12. ?.? 協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中心後追を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認 定 又 は 許 可 条 件 等	・道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・確認を受けるまでに、法第43条第1項ただし書による許可申請が必要です。 ・許可基準3-(4)を参照のこと。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H13. 1. 28協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・確認を受けるまでに、法第43条第1項ただし書による許可申請が必要です。 ・許可基準3-(5)を参照のこと。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H13. 1. 29協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	当該敷地の接道を (A) 区間のみと考えた場合、(B) 区間の法43条による許可申請は不要であるが、中心後退は必要である。(ただし、法53条1項二号の適用は受けられない。) (B) 区間を法43条ただし書による空地扱いとする場合は、当課・指導担当へ事前相談を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	建築基準法第42条の道路から当該敷地まで、幅員4mの空地として整備・確保され、当該空地の管理者の使用承諾が得られること。以上の条件に適合し、建築基準法第43条第1項ただし書による許可を受入れること。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・協定締結後、確認を受けるまでに、法第43条第1項ただし書による許可を受けなければならない。 ・許可基準3-(5)を参照のこと。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H18-353号判定で一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	(A) 区間・・・建基法第43条、許可基準2に該当させ、許可を受ける。 (B) 区間・・・建基法第43条、許可基準2に該当させ、許可を受ける。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H26.3.11一部協定済		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・中心後退若しくは一方後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	[B区間]・幅員4m以上の空地として、整備・確保されるための協定の締結。・法第43条第1項ただし書による許可申請。(包括同意基準3-(5)を参照のこと。)[A区間]・道路中心後退を要する(4m未満の箇所)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

参 考

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	◆ (A) (B) 区間のみからの接道の場合は、協定後、許可申請が必要である。 (包括同意基準3-(5)を参照のこと。)有◆ (A) (B) 区間に接する敷地において、確認申請を提出する場合、(A) (B) 区間に限り中心後退を要する。〔協定締結後の場合に限り〕	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・道路中心後退を要する。	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

	① 道 路	② 道 路
道路の種類	—	—
私道等の地番	—	—
私道等の地目	—	—
私道等の所有者	—	—
道路の側溝	—	—
道路の舗装	—	—
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	—	—
道路の境界明示等	—	—
道路として使用された時期	—	—
判断結果 (別図の範囲)	<input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第2項による道路 <input type="checkbox"/> 建築基準法第42条第1項第3号による道路 <input checked="" type="checkbox"/> ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) <input type="checkbox"/> 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	・建築基準法第43条第1項ただし書による許可申請の手続きをすること。 (包括司意基準3-(5)を参照すること。)	
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり推進部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 H13.3.17協定済、H24-131号判定追加 (H25.3.19協定追加)		
注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		